

**平成 30 年度
兵庫県社会福祉政策への提言**

平成 29 年 8 月

**社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会
社会福祉政策委員会**

平成30年度 兵庫県社会福祉政策への提言にあたって

現在、福祉の分野では、『地域共生社会』の実現に向けた議論が活発になっています。

国では、一億総活躍プランが掲げる『地域共生社会』の理念の実現を図るため、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、支援を要する人たちの多様で複合的な地域生活課題の解決に向けて、住民参加による包括的な支援体制を構築していこうとする検討が進められています。

この「我が事・丸ごと」の考え方のもと、介護分野にとどまらず、障害者・児童・生活困窮など、福祉の幅広い分野で制度の見直しが行われようとしています。それだけに、関係する機関や団体、住民等による連携の仕組みづくりが重要となっています。

とりわけ、福祉人材の確保は、福祉関係者に共通する喫緊の課題です。

将来にわたり、福祉サービスを安定的・継続的に提供していくためには、福祉サービスを提供する職員の資質向上と処遇改善のほか、多様な人材の参入を促進するための対策をさらに積極的に推進していかなければなりません。

また、全国各地で多発している豪雨災害などに備えるためには、平時からの福祉避難所の指定・訓練などが重要です。さらに、南海トラフ地震などの大規模災害を想定すると、広域での福祉支援ネットワークの構築や災害ボランティアセンターの機能強化が不可欠です。

県では、「兵庫県地域創生戦略」のもと、人口減少の克服や地域の元気づくりに向けた取り組みが進められています。活力をもって自立する地域社会を構築していく上で、その基盤となる地域福祉の推進体制の充実・強化が不可欠です。

本提言は、本会の構成員である、市町社協や種別協議会等幅広い関係者から寄せられた意見を取りまとめたもので、現場の実態・課題を踏まえた切実な提言です。兵庫県の施策への反映に特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

特に、めまぐるしい制度改正や市町・地域社会の役割重視の施策が展開されるなか、市町への取り組み支援と現場の実情を踏まえた国への働きかけの強化についてもお願い申し上げます。

本会としても県民から期待される役割が発揮できるよう、県と協働して取り組みを進めてまいりたいと存じますので、引き続きご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年8月

兵庫県知事

井戸敏三様

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会
会長 吉本知之

目次

I 重点提言 1

※重点提言は、IIの提言項目の中から、特に県施策に反映いただきたい重点事項について取りまとめたものです。

- 1 福祉人材確保
- 2 災害時の福祉避難所
- 3 「地域共生社会」の実現に向けた施策
- 4 生活課題の解決に向けた相談支援
- 5 社会福祉法人の地域公益活動

II 提言 3

※提言は、福祉関係団体等から寄せられた「兵庫県の社会福祉政策への提言」の中から、共通する事項を取りまとめたものです。

- 1 福祉人材の確保・定着、育成対策の強化 3
 - (1) 福祉人材確保施策のさらなる推進
 - (2) 福祉の仕事のイメージアップに向けた広報・啓発と福祉への理解促進
 - (3) 市町における福祉人材確保の検討の場づくり
 - (4) 社会福祉事業従事者研修に対する県の支援の強化
- 2 災害時の支援体制の強化 5
 - (1) 災害ボランティアセンターとしての平時からの機能強化
 - (2) 福祉避難所の設置及び情報発信・共有の促進
 - (3) 「災害ボランティア割引制度」等の創設
- 3 地域福祉の基盤づくり支援 7
 - (1) 地域福祉を推進する人づくりに向けた支援策の強化
 - (2) 地域福祉のコーディネーターとしての社会福祉協議会への財政支援
 - (3) 地域福祉計画と地域福祉推進計画との一体的な推進
 - (4) 地域づくりに向けた「新しい総合事業」への支援強化

4 権利擁護の推進	9
(1) 総合的な権利擁護体制の構築	
(2) 障害者差別の解消に向けた「障害者差別解消支援地域協議会」の全市町設置	
5 生活困窮者支援	10
(1) 生活困窮者自立支援事業の充実に向けた連携強化	
(2) 子どもや子育て世帯の貧困問題への取り組み	
6 社会福祉法人の基盤強化と公益的な取り組みの推進	11
(1) 社会福祉法人に対する経営相談体制・事業の充実	
(2) 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の推進施策・事業の創設	

III 福祉関係団体からの提言・要望 **12**

※この提言・要望は、福祉関係団体等から寄せられた「兵庫県の社会福祉政策への提言」を整理したものです。

1 県社会福祉協議会	13
2 市町社協活動推進協議会	14
3 県社会福祉法人経営者協議会	15
4 高齢者福祉団体	16
県老人福祉事業協会	
県地域包括・在宅介護支援センター協議会	
県ホームヘルプ事業者協議会	
5 障害者福祉団体	18
県身体障害者支援施設協議会	
県知的障害者施設協会	
6 保育団体	19
県保育協会	
7 児童・母子福祉団体	21
県児童養護連絡協議会	
県母子生活支援施設協議会	
県乳児院連盟	
8 その他福祉関係団体	24
県社会福祉士会	
認知症の人と家族の会兵庫県支部	
きょうされん兵庫支部	
県視覚障害者福祉協会	
県手をつなぐ育成会	
県精神福祉家族会連合会	
ひょうごセルフヘルプ支援センター	
県連合婦人会	
県婦人共励会	

I 重点提言

1 福祉人材確保

(1) 福祉人材確保のための全県的な対策協議と広報・啓発

- ・県が主体となって全県的な戦略会議を立ち上げ、「オール兵庫」として実効ある福祉人材確保対策事業を展開すること。
- ・福祉の仕事のイメージアップに関して、国や県・市町の広報媒体を積極的に活用した事業展開を図ること。また、マスコミにも働きかけ、例えばスポットCM作成やゴールデンタイムでのテレビ放映など、インパクトの強い広報を実施すること。

(2) 福祉人材の確保に向けた新たな方策検討と介護労働の負担軽減

- ・外国人技能実習生受け入れに関しては、単に労働力を確保する手段として安易に考えることなく、適正な処遇や日本文化の学習機会の付与、相談窓口の設置など慎重に受け入れ体制を整えること。
- ・介護労働の負担軽減を図るため、介護ロボットの開発などA I（人工知能）の活用を図ること。

2 災害時の福祉避難所

(1) すべての社会福祉施設が福祉避難所となれるような施策推進

- ・災害時に福祉避難所となる社会福祉施設（入所施設）について、さらに安心拠点としての機能を強化するため、平時から福祉避難所として必要な資機材や生活用品の備蓄を行えるよう支援制度を創設すること。

【県内の福祉避難所指定状況（平成29年4月末）】

災害対策基本法に基づき指定されている福祉避難所	192か所
市町が独自に指定している福祉避難所	766か所

(2) 各市町での福祉避難所に関する協定締結と合同訓練・広報

- ・社会福祉施設・事業所が福祉避難所と位置づけられるよう、協定締結を進めるとともに、近接市町間でも協定締結が進むよう各市町への働きかけを強化すること。
- ・福祉避難所について、平素から行政と福祉施設等が連携した訓練を行うとともに、住民や民生委員・児童委員、自治会や自主防災組織、支援団体等に対して福祉避難所の周知を図ること。

【「災害福祉広域支援ネットワーク」未設置の都道府県（平成28年度）】

秋田県・茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・富山県・石川県・福井県・山梨県・長野県・三重県・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・岡山県・香川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

3 「地域共生社会」の実現に向けた施策

(1) 地域活動の担い手、地域ボランティアの育成・支援策の充実

- ・地域づくりの担い手となるシニア層や学生等への働きかけ、地域ボランティアの育成・受け入れ態勢づくりなど、県独自の支援策・事業を創設すること。
- ・これらの取り組みは、災害時の要援護者支援の取り組みとも連動するので、地域ボランティアと自主防災組織との連携強化に向けた施策を展開すること。

(2) 住民に身近な圏域での協議体づくりの促進

- ・「新しい総合事業」に基づき市町が設置する協議体については、第1層に留まることなく、より住民に身近な圏域での設置を促進すること。

4 生活課題の解決に向けた相談支援

(1) 「権利擁護支援センター」の県全域での設置

- ・「権利擁護支援センター」が、すべての市町域で設置されるよう助言、指導の強化を図るとともに、後見人等が不足する郡部においては、法人後見等による支援体制構築に取り組むこと。

【権利擁護支援センター等の設置市町等（平成28年度）】

成年後見支援センター	神戸市・尼崎市・川西市・明石市・三木市・姫路市・西播磨
権利擁護支援センター	西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・三田市・篠山市

(2) 生活困窮者支援に向けた相談支援体制の強化

- ・法定事業の実施者に限らない生活困窮者自立支援に係わる関係者が課題共有する「生活困窮者支援連携促進会議」を開催し、各市町の相談員の配置状況等について実態把握を行うこと。
- ・すべての市町においてその実情に応じた任意事業の取り組みが一層促進されるよう、助言、指導の強化を図ること。

【任意事業（就労準備・家計相談・一時生活・学習支援）未実施自治体（平成28年度）】

洲本市・豊岡市・小野市・篠山市・南あわじ市・朝来市・淡路市

5 社会福祉法人の地域公益活動

(1) 市町域の「地域における公益的な取組」の実態把握と推進基盤づくりの強化

- ・社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について、所轄庁が設置する「地域協議会」が中心となり、ニーズ把握や推進方策を検討する体制づくりを進めること。

(2) 「地域における公益的な取組」の推進のための仕組みづくり

- ・県では、「地域サポート型施設」などの事業に先行着手しているので、県内のすべての社会福祉法人に普及していくための新たな認証制度の創設や実践事例を共有するための場づくりを行うこと。

【社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）の設置状況（平成29年7月末現在）】

～平成27年度	伊丹市、南あわじ市、垂水区、丹波市、佐用町、篠山市、東灘区、兵庫区、西区	9か所
平成28年度	宝塚市、灘区、長田区、須磨区	4か所
平成29年度	北区、明石市、小野市、三田市	4か所

Ⅱ 提 言

1 福祉人材の確保・定着、育成対策の強化

1 福祉人材確保施策のさらなる推進

福祉職場における人材確保の課題は全県的な共通課題ですが、地域によっては事情が異なります。「兵庫県地域創生戦略」では、介護・福祉分野における仕事の創出や元気高齢者の活用等が挙げられており、新しい働き方を含めた検討が求められています。

福祉・介護現場での外国人労働者の受け入れは、経済連携協定（EPA）に基づいた各福祉施設の独自対応に留まっているのが現状ですが、新法の施行により、技能実習制度の受け入れ対象種目に「介護」が加えられ、外国人技能実習制度での受け入れが可能となります。

なお、平成29年4月から開始された離職した介護福祉士等の届出制度では、登録者が低調であることから、制度の周知が課題となっています（潜在有資格者推計は約2万人）。

《提 言》

(1) 福祉人材確保のための全県的な対策協議の場づくり

- ・県が主体となって全県的な戦略会議を立ち上げ、「オール兵庫」として実効ある福祉人材確保対策事業を展開すること。

(2) 福祉人材の確保に向けた新たな方策検討と介護労働の負担軽減

- ・外国人技能実習生受け入れに関しては、単に労働力を確保する手段として安易に考えることなく、適正な処遇や日本文化の学習機会の付与、相談窓口の設置など慎重に受け入れ体制を整えること。
- ・介護労働の負担軽減を図るため、介護ロボットの開発などAI（人工知能）の活用を図ること。

介護分野での技能実習生受け入れ要件（例）

- ・実習実施者（受け入れ先）は設立3年以上。介護福祉士国家試験で実務経験として認められる事業所（訪問系サービスは対象外）
- ・指導にあたる技能実習指導員は介護福祉士が適当。
- ・常勤職員数30人以下の場合、受入れ上限は常勤職員数の1割（他分野より厳格な上限設定）
- ・身体介護を実習計画の概ね半分以上とする必須作業に位置づけ
- ・入国時に日本語能力試験「N4」、2年目で「N3」レベルの日本語能力が必要（実習生の要件）等
（参考）「N3」：日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる
「N4」：基本的な日本語を理解することができる

(3) 潜在有資格者の就業支援の充実

- ・今後、潜在有資格者の介護現場への就業・スキルアップ支援を充実させるため、マスコミなどの各種広報媒体等を使ったPRや、国や県、市町の広報媒体を活用し、さらなる制度の周知に取り組むこと。

【離職した介護福祉士等の届出状況（平成29年度）】

4月	5月	6月	計
35件	11件	11件	57件

2 福祉の仕事のイメージアップに向けた広報・啓発と福祉への理解促進

福祉人材の確保が困難な状況が続いていることの要因として、「3K」など福祉職場のネガティブなイメージが広がっていることや、福祉の仕事の社会的意義や魅力が十分に発信されていないことがあります。

《提 言》

(1) 福祉の仕事のイメージアップに向けたマスコミ広報の展開

- ・福祉の仕事のイメージアップに関して、マスコミなど各種広報媒体等を使い積極的にPRを行うこと。例えばスポットCMを作成し、テレビのゴールデンタイムに放映するなど、インパクトの強い広報を実施すること。
- ・国や県、市町の広報番組等を定期的に活用した施策・事業を展開すること。

(2) 福祉・介護の職業についての啓発強化

- ・介護・障害・児童等福祉の分野における仕事について、仕事の意義・重要性に加えて、自らを高め、やりがいや生きがいを持てる魅力ある職業・職場であることを知ってもらう啓発事業をさらに充実すること。
- ・福祉現場への理解につなげるため、車イス体験や福祉職場訪問など、すべての小中高校で福祉体験学習を行うカリキュラムを導入すること。

3 市町における福祉人材確保の検討の場づくり

福祉職場における人材確保は全県的な課題ですが、地域によっては事情が異なっています。「兵庫県地域創生戦略」においても、介護・福祉分野におけるしごとの創出や元気高齢者の活用等が挙げられており、新しい働き方を含めた検討が求められます。

《提 言》

(1) 必要とされる福祉人材の養成目標数の設定と推進協議会の設置

- ・条件不利地域について、県が主体となって、市町や関係機関とともに福祉人材の養成に向けた推進協議会を設置し、地域で必要としている福祉人材数を把握し、具体的な養成目標数を設定すること。

(2) 市町ごとで人材確保に関する計画や施策を推進するための仕組みづくりの充実

- ・上記目標数を設定した上で、県が市町とともに具体的な施策、例えば養成校の新規開設、現任研修等の開催等について検討を行うこと。
- ・日高高校、龍野北高校、武庫荘総合高校の福祉科の設置の取り組みを参考にして、地域創生の観点からも重要な施策として、引き続き県立高校における福祉科の設置について積極的に取り組むこと。

4 社会福祉事業従事者研修に対する県の支援の強化

社会福祉研修所における指定管理研修は、この10年間で6コース減となっています。一方、社会福祉施設・事業所は地域貢献活動など、地域で果たす役割がますます大きくなっており、施設等で働く職員にはこうした面での対応力の向上も含めた研修が求められています。

《提 言》

- ・指定管理研修の拡大や県社協の自主研修への補助制度を創設するなど、社会福祉従事者が研修を受講しやすくなる環境整備を行うこと。

【県から研修所への指定管理研修の状況】

平成19年度	19コース 定員1,590名	10年で
平成29年度	13コース 定員1,475名	6コース 定員115名の減

2 災害時の支援体制の強化

1 災害ボランティアセンターとしての平時からの機能強化

大規模災害発生時には、災害ボランティアセンターが立ち上げられ、災害ボランティア活動が円滑に実施できるよう被災者と支援の橋渡しが行われます。市区町社協が、センター運営の中心的役割を担っていますが、災害時における県域・市町域における災害ボランティアセンターの位置づけや設置基準が明確になっていません。

平成26年度より「ひょうご災害ボランティア活動サポート事業」が実施されているところですが、さらなる災害対応力の強化を図る必要があります。

《提 言》

(1) ボランティアコーディネーターの配置・育成財源の確保

- ・災害時にボランティア・NPOや企業・団体等の支援活動をコーディネートする役割を担う市町社協の「ボランティアコーディネーター」を、平時から人口規模や面積に応じて配置し、育成するための財源を確保すること。

(2) 災害ボランティアセンターの市町地域防災計画への位置づけと協定締結の促進

- ・災害救助法や市町地域防災計画に「災害ボランティアセンター」を明記するとともに、センターの設置・運営にかかる経費や災害ボランティア活動に必要な経費を災害救助法の支援対象とすること。
- ・災害ボランティアセンターの設置が円滑に進むよう、活動保険を含む開設・運営経費の負担等にかかる市町と市町社協による協定の締結促進を図ること。

【災害ボランティアセンター設置に関する協定締結市町（平成28年度 神戸市除く）】

協定締結市町	20市町 (50.0%)
--------	--------------

(3) 市町域の多様な主体の連携促進と受援計画の策定推進

- ・被災者のニーズや支援活動の全体像を把握して連携のとれた災害ボランティア活動が展開されるよう、市町域において、市町、市町社協、地元団体、ボランティア団体、NPO、企業等と情報を共有する場を設置すること。
- ・災害ボランティアの受け入れも含めた受援計画の策定を推進すること。

2 福祉避難所の設置及び情報発信・共有の促進

県では新たに実施する「福祉避難所機能強化促進モデル事業」において、10市町をモデルとし、福祉避難所設置・運営訓練や全県研修を実施し、マニュアル策定により全県的な普及を図っていくこととなりますが、災害時要援護者の避難訓練や福祉支援体制の整備促進につなげていくことが重要です。

《提 言》

(1) 県内すべての社会福祉施設が福祉避難所となれるような施策の推進

- ・災害時に福祉避難所となる社会福祉施設（入所施設）について、さらに安心拠点としての機能を強化するため、平時から福祉避難所として必要な資機材や生活用品の備蓄を行えるよう支援制度を創設すること。

(2) 各市町での福祉避難所に関する協定締結と合同訓練・広報

- ・社会福祉施設・事業所が福祉避難所と位置づけられるよう、協定締結を進めるとともに、近接市町間でも協定締結が進むよう各市町への働きかけを強化すること。

- ・福祉避難所について、平素から行政と福祉施設等が連携した訓練を行うとともに、住民や民生委員・児童委員、自治会や自主防災組織、支援団体等に対して福祉避難所の周知を図ること。

(3) 県主導による「災害福祉広域支援ネットワーク」の構築

- ・大規模災害時には、県内の福祉施設等のネットワークにより継続的に支援が行える体制構築が重要であり、災害福祉広域支援ネットワークの構築を進めること。

【「災害福祉広域支援ネットワーク」未設置の都道府県（平成28年度）】

秋田県・茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・富山県・石川県・福井県・山梨県・
長野県・三重県・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・岡山県・香川県・愛媛県・
高知県・福岡県・佐賀県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

3 「災害ボランティア割引制度」（交通費・宿泊費の本人負担軽減）等の創設

被災地の復旧・復興は、どれだけ早く、そしてどれだけ多くのボランティアが被災地で活動できるかに大きく影響されます。特に、大規模災害では、全国からのボランティアによる支援が必要とされますが、遠隔地から被災地に駆けつけることを阻むのが交通費、宿泊費の問題です。

《提 言》

- ・交通費や宿泊費など本人負担の軽減等ボランティア活動に対する支援制度を実現するための全国的な基金の創設など災害ボランティアを社会全体で支える仕組みを構築すること。

3 地域福祉の基盤づくり支援

1 地域福祉を推進する人づくりに向けた支援策の強化

県の重要施策として「地域創生」、「活力あるふるさと兵庫」の実現が掲げられ、県民の参画と協働による地域づくりは、地域福祉の推進にとっても重要です。

地域福祉の推進には、民生委員・児童委員、民生協力委員や福祉委員、地域ボランティアや自治会役員等の参画が必須ですが、高齢化や担い手不足により、地域での福祉活動を進めていくことが困難な状況にあります。

国が「一億総活躍プラン」で掲げる「地域共生社会」の実現にあたっては、これら地域福祉を進める人材の確保・育成は必須といえます。

《提 言》

- ・地域づくりの担い手となるシニア層や学生等への働きかけ、地域ボランティアの育成・受け入れ態勢づくりなど、県独自の支援策や事業を創設すること。
- ・これらの取り組みは、災害時の要援護者支援の取り組みとも連動するので、地域ボランティアと自主防災組織との連携強化に向けた施策を展開すること。

2 地域福祉のコーディネート役としての社会福祉協議会への財政支援

国が住民主体による課題解決力の強化や包括的な相談支援体制づくりを進めようとしているなか、これまで長年にわたり小地域を基盤にした「福祉のまちづくり」に取り組んできた市町社会福祉協議会（以下、「社協」）の役割の重要性が増してきています。

こうしたなか、兵庫県地域福祉支援計画の重点推進方策に位置づけられている「地域福祉コーディネーター」や新たに設置された「生活支援コーディネーター」などのほか、生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業などにおける相談員や専門員など、各種の専門人材の配置が求められていますが、そのための財源措置が十分になされていません。

《提 言》

- ・市町社協が地域福祉のコーディネート役としての役割を發揮できるような財政基盤の強化に向けて、明確なルールに基づき市町社協に対する安定的かつ継続的な運営費補助が行われるよう、市町への働きかけを強化すること。

3 地域福祉計画と地域福祉推進計画との一体的な推進

市町社協では、住民やボランティア団体、NPO等の民間団体の自主的・自発的な福祉活動を中心とした民間の行動計画として地域福祉推進計画を策定しています。

この度の社会福祉法の改正では、市町に対して、地域福祉を総合的に推進していく上で大きな柱となる地域福祉計画の策定が義務付けられました。この地域福祉計画では、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項を盛り込むこととされているところであり、計画の効果的な推進を図るためには、市町社協の地域福祉推進計画との連携が重要と考えます。

《提 言》

(1) 全市町における地域福祉計画策定の推進と評価活動の推進

- ・未策定の自治体における地域福祉計画策定の取り組みを促進・支援すること。
- ・その際、市町社協の地域福祉推進計画との連携を図るよう助言を行うこと。
- ・定期的な調査・分析・評価が行われるよう、市町への技術的な支援を行うこと。

【市町地域福祉計画の策定状況】

県内（平成29年4月）	【参考】全国平均（平成27年度末）
32市町（77.5%）	1,211市町村（69.6%）

（2）第4期兵庫県地域福祉支援計画の策定に向けた取り組み

- ・第3期支援計画の評価を適切に行い、次期支援計画が各市町における地域福祉計画の実質的な指針となるよう策定を進めること。

4 地域づくりに向けた「新しい総合事業」への支援強化

「地域包括ケアシステムの深化・推進」の方向性が打ち出され、地域包括支援センターの機能強化が目指されていますが、複合多問題を抱えた世帯の増加等により、センター職員の業務負担は増しています。

「新しい総合事業」の推進や生活支援コーディネーターとの連携、包括的支援体制構築事業や共生型サービスの事業開始など、センターの業務内容が急速に拡大するなか、保健師や主任介護支援専門員などの専門職の確保は喫緊の課題です。

また、平成30年度から施行される「地域包括ケアシステム強化法」では、医療と介護の連携をベースに、高齢者の自立支援と介護の重度化防止に力点を置きつつ、将来的には、児童・子育て・障害・生活困窮などの分野も含めた、包括的な支援の仕組みづくりを見据えたものとなっています。

《提 言》**（1）各市町での協議の場づくりの推進**

- ・今後、包括的な支援の仕組みづくりが円滑に進むよう、行政・福祉・医療等の関係者が地域の生活・福祉課題を共有し、協議できる場づくりを進めること。

（2）生活支援コーディネーターの養成と適正配置

- ・生活支援コーディネーターの養成と資質向上のため、体系的な研修を実施するとともに、県域の推進員を配置すること。
- ・正規・専任を基本としたコーディネーターの配置を促進し、市町間における配置状況に格差が生じないようにすること。

（3）住民に身近な圏域での協議体づくりの推進

- ・協議体については、第1層に留まることなく、より住民に身近な圏域での設置を促進すること。
- ・協議体の運営は、小地域福祉推進組織（地区社協等）や社協などとの連携の下で進めるよう市町に対して技術的支援を行うこと。

【生活支援体制整備事業の実施状況（平成29年4月現在）】

日常生活圏域における生活支援コーディネーターの配置	33市町（82.5%）
日常生活圏域における協議体の設置	28市町（70.0%）

4 権利擁護の推進

1 総合的な権利擁護体制の構築

「ニッポン一億総活躍プラン」では、「子供・高齢者・障害者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する」とされています。

この地域共生社会の実現に向けては、その人らしい生活を支える権利擁護の仕組みを地域において構築することが不可欠となります。

平成28年5月には成年後見制度利用促進法が施行されるなど、認知症や障害があることにより財産管理や日常生活等に支障がある人たちを支える仕組みを、より一層充実させる方向性が明らかとなっています。

《提 言》

(1) 「権利擁護支援センター」の県全域での設置

- ・「権利擁護支援センター」について、すべての市町域で設置されるよう、未設置となっている但馬ブロック、淡路ブロックに助言、指導の強化を図ること。

【権利擁護支援センター等の設置市町等（平成28年度）】

成年後見支援センター	神戸市・尼崎市・川西市・明石市・三木市・姫路市・西播磨
権利擁護支援センター	西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・三田市・篠山市

(2) 郡部での法人後見モデル事業の実施

- ・後見人となる弁護士等の専門職の数が不足する郡部において、モデル地区指定など法人後見等による支援体制の構築に取り組むこと。

2 障害者差別の解消に向けた「障害者差別解消支援地域協議会」の全市町設置

障害者差別解消法では、国や地方公共団体、民間事業者において、障害者への不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の義務（民間事業者は努力義務）が課せられています。

これらの普及にあたっては、当事者の声をはじめ、障害者差別解消に向けた実践事例から差別解消に必要な情報を明らかにし、各地域において協議を重ねながら取り組むことが重要です。

《提 言》

- ・「障害者差別解消支援地域協議会」が、県内のすべての市町において設立されるよう、その立ち上げを支援すること。
- ・同協議会の設置・運営にあたっては、当事者の参画のもとに、地域の実情に応じた障害者差別解消の相談体制が充実・強化されるよう指導、助言すること。

【「障害者差別解消支援協議会」設置市町（平成28年度）】 20市町/41市町（48.8%）

5 生活困窮者支援

1 生活困窮者自立支援事業の充実に向けた連携強化

生活困窮者自立支援法は、法施行3年経過時点での見直しに向けて、相談者の傾向等を踏まえ、新たな支援策を構築するなど、制度の一層の充実が図られようとしています。

県内でも、地域の実情に応じた支援策の構築が求められる一方で、任意事業については全く取り組んでいない市があるなど、地域間の取り組みに格差が生じつつあります。

支援策の構築には、相談支援員をはじめとする専門職の資質向上が欠かせず、またその専門性を身に着けた職員が安定して継続的に配置される体制の確保も求められます。

《提 言》

(1) 生活困窮者自立支援に係わる関係者による会議の実施

- ・相談支援員等の資質向上と、関係機関との連携を強化するため、法定事業の実施者に限らない生活困窮者自立支援に係わる関係者が課題等の共有を行う「生活困窮者支援連携促進会議」を実施すること。

(2) 相談支援体制の実態調査の実施

- ・市町における生活困窮者自立支援制度の実施状況について、特に担当職員等の配置状況や経験年数等について実態調査を行うなどによりその実情を把握し、市町域における体制強化に向けて国への課題提起を行うこと。

(3) 任意事業への取り組み強化

- ・すべての市町においてその実情に応じた任意事業の取り組みが一層促進されるよう、助言、指導の強化を図ること。

【任意事業（就労準備・家計相談・一時生活・学習支援）未実施自治体（平成28年度）】

洲本市・豊岡市・小野市・篠山市・南あわじ市・朝来市・淡路市

2 子どもや子育て世帯の貧困問題への取り組み

兵庫県においては「子ども食堂」の立上げの補助制度を設けるなど子どもの貧困問題に対する取り組みが始まっています。また、日本学生支援機構の奨学金制度における第一種奨学金の要件緩和や、給付型奨学金の創設、「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度」の創設など、支援の充実を図る動きも出てきています。

しかしながら、これら奨学金制度が大学進学時に利用できるものに集中し、また生活福祉資金では「生活保護を受給する母子世帯の私立高校進学者」に利用傾向が偏るなど、支援が十分に行き届かない状況も見られます。

《提 言》

(1) 生活保護世帯の児童の高校進学支援の充実強化

- ・生活保護世帯の児童の高校進学を支援するため、これら児童を対象とした給付型奨学金制度の創設、福祉的貸付制度の充実と実施体制の強化を図ること。

(2) 学習支援事業の県内全市町での実施

- ・子どもの学習支援のさらなる充実に向けて、生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業の県内全市町での実施を目標として取り組むこと。

【生活困窮者自立支援事業「学習支援事業」実施市町（平成28年度）】

神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、伊丹市、宝塚市、加西市、兵庫県（町部）

6 社会福祉法人の基盤強化と公益的な取り組みの推進

1 社会福祉法人に対する経営相談体制・事業の充実

改正社会福祉法において、社会福祉法人のガバナンス・財務面の強化がすべての社会福祉法人の対応事項になり、県では、平成28年度から「社会福祉法人経営指導強化事業」を実施し、経営課題を抱えた法人に対する専門家による助言等の支援に取り組んでいます。

《提 言》

(1) 県「社会福祉法人指導指針」をベースとした所轄庁の指導・助言体制の強化

- ・平成29年5月に県が策定した「社会福祉法人指導指針」を軸として、社会福祉法人の自主性・自立性を尊重した上で、所轄庁による指導・助言対応等にバラつきが生じないよう指導・助言体制を強化すること。

(2) 中小企業向け経営支援事業の社会福祉法人への拡充

- ・県では、奨学金の返済に苦しむ若者を雇用している中小企業に対し、返済額の一部を補助する制度を全国に先駆け実施しているが、人材確保に苦しむ社会福祉法人も利用できるように拡充すること。

(3) 社会福祉法人の特性に応じた経営相談窓口・体制の強化

- ・県社協が実施する「社会福祉経営相談事業」について、専門的できめ細やかな経営相談に対応できるよう窓口の体制強化を図ること。

「社会福祉経営相談事業」

- ・福祉サービス提供事業者の経営支援とサービスの質の向上を目的に、平成2年度から実施している。
- ・従前、国庫あるいは県単補助があったが、平成22年度以降は公費補助がない。

2 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の推進施策・事業の創設

県社協では、県経営協と協働して、市区町域で「社会福祉法人連絡協議会」（ほっとかへんネット）の設置を促進・支援し、市区町のニーズに応じたニーズ把握と取り組みの活性化を図っているところです。

国が、「地域共生社会」の実現を目指した各種施策・事業を進めようとするなか、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」についても、地域の福祉力を高めるため取り組みの一環に位置づけていく必要があります。

《提 言》

(1) 市町域の「地域における公益的な取組」の実態把握と推進基盤づくりの強化

- ・社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について、所轄庁が設置する「地域協議会」が中心となり、ニーズ把握や推進方策を検討する体制づくりを進めること。

(2) 「地域における公益的な取組」の推進のための仕組みづくり

- ・県では、「地域サポート型施設」などの事業に先行着手しているので、県内のすべての社会福祉法人に普及していくための新たな認証制度の創設や実践事例を共有するための場づくりを行うこと。

【社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）の設置状況（平成29年7月末現在）】

～平成27年度	伊丹市、南あわじ市、垂水区、丹波市、佐用町、篠山市、東灘区、兵庫区、西区	9か所
平成28年度	宝塚市、灘区、長田区、須磨区	4か所
平成29年度	北区、明石市、小野市、三田市	4か所

Ⅲ 福祉関係団体からの提言・要望

1	県社会福祉協議会（５）	13
2	市町社協活動推進協議会（３）	14
3	県社会福祉法人経営者協議会（２）	15
4	高齢者福祉団体	
	県老人福祉事業協会（２）	16
	県地域包括・在宅介護支援センター協議会（１）	16
	県ホームヘルプ事業者協議会（３）	16
5	障害者福祉団体	
	県身体障害者支援施設協議会（２）	18
	県知的障害者施設協会（４）	18
6	保育団体	
	県保育協会（７）	19
7	児童・母子福祉団体	
	県児童養護連絡協議会（７）	21
	県母子生活支援施設協議会（８）	22
	県乳児院連盟（１）	23
8	その他福祉関係団体	
	県社会福祉士会（１）	24
	認知症の人と家族の会兵庫県支部（１）	24
	きょうされん兵庫支部（４）	24
	県視覚障害者福祉協会（２）	25
	県手をつなぐ育成会（４）	26
	県精神福祉家族会連合会（６）	26
	ひょうごセルフヘルプ支援センター（１）	28
	県連合婦人会（４）	28
	県婦人共励会（２）	29

1. 兵庫県社会福祉協議会

(1) セーフティネット貸付と生活保護制度との関係整理 <国 提言>

生活福祉資金貸付事業は、本来は低所得世帯等が要保護状態に陥ることを防ぐ自立支援策として活用されてきた制度です。しかし、近年では生活保護世帯による借入が増加しており、平成28年度の貸付決定のうち、福祉資金は67.6%、教育支援資金は57.2%が生活保護世帯に対し貸付決定したものとなっており、その傾向は年々高まっています。

また、生活保護制度と連携して実施される「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」についても貸付中件数が増加している一方で、不動産再評価に要する費用や償還時に原本割れした際の原資補てんを県社協が負担しなければならない状況となっており、事業を安定的に継続実施するための懸案となっています。

については、生活福祉資金の実施状況等から見える生活保護世帯の実態等も考慮し、生活保護制度の適切な実施について取り組まれるよう提言します。

(2) 生活福祉資金の安定的な事業運営に向けた体制強化 <拡充>

生活福祉資金は、昭和30年に創設された「世帯更生資金」を原点とし、社会福祉協議会と民生委員が両輪となった地域の低所得世帯の支援策であり、平成28年度も1,241件の新規貸付を実施し、また同年度末の貸付中件数は19,534件となっています。

平成27年度からは、生活困窮者自立支援制度に関連した支援策の一つとして位置づけられ、平成28年度の「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」においても、生活困窮世帯の一時的な金銭支援策の重要性が確認されたところです。

しかしながら、生活福祉資金貸付事業を実施するための事務費は、平成26年度末で相談体制整備事業補助金が廃止されたことにより、一時的に貸付原資の取崩しによりその費用を確保していますが、これも平成29年度末までの暫定的な措置として、平成30年度以降の見通しが立たない状況にあります。

については、生活福祉資金貸付事業において、相談対応や償還指導に適切に対応し、安定的に事業を継続できるよう、国の示した生活福祉資金貸付事業補助基準額どおりの予算措置を講じるよう提言します。

(3) 日常生活自立支援事業の安定的な事業運営に向けた体制強化 <拡充>

日常生活自立支援事業の平成28年度末の契約者数は、1,031件となり高齢者や障害者が地域で安心して暮らすための日常的なサービス利用や金銭管理を支援する仕組みとして不可欠なものとなっています。

また、認知症高齢者の増加や成年後見制度利用促進法の施行により、地域での権利擁護の充実が一層求められ、日常生活自立支援事業への期待は高まることが予想されます。

しかしながら、平成27年度に国の補助基準が利用者1名あたりの利用実績に応じた補助体系に変更されたことで、専門員の配置や事務費が確保できない事態が生じています。

事務費の減額により、市町において実際に金銭管理等の利用支援に携わる支援員や専門員の配置に大きく影響し、最悪の場合、サービスを受けられない場合も想定されます。

については、利用実態に基づく適正な専門員等の配置基準を明らかにし、補助単価の引き上げや支援過程を考慮した加算などの体制強化を提言します。

(4) 触法認知症患者や家族への支援の強化 <拡充>

「ひょうご若年性認知症生活支援相談センター」を平成25年度から受託する中で、認知

症が原因となって社会生活が困難となり、周囲とのトラブルとなっている相談が多く寄せられています。特に「前頭側頭型認知症」の場合、医療機関や相談支援の専門機関等でも触法行為が表れることの理解が乏しく、犯罪行為として処罰を受ける事例も見られます。

については、不幸な事態が未然に防止され、周囲の理解のもとに本人やその家族が安心して生活を送れるよう、認知症の一層の理解促進と相談支援体制の充実を提言します。

(5) 社会福祉研修所の移転整備にかかる研修環境の整備と指定管理費確保 <拡充>

兵庫県社会福祉研修所は、平成30年度に旧産業会館への移転が予定されていますが、本来、研修用の建物ではないため、構造上、研修室内に柱があるなど、研修施設として適切な構造となっていない部分もあります。

については、こうした問題点を改善し、研修生が快適な環境のもとで研修を受講できるよう、設備・備品を十分に整備されるよう提言します。

また、指定管理費については、移転後の研修所の維持運営が円滑に実施できるよう、移転先の施設・設備の規模に必要な経費を盛り込んだ予算とされることを提言します。

2. 市町社協活動推進協議会

(1) 地域福祉を推進する人づくりに向けた支援策の強化 <拡充>

県の重要施策として「地域創生」、「活力あるふるさと兵庫」の実現が掲げられ、県民の参画と協働による地域づくりは、地域福祉の推進にとっても重要です。

地域福祉の推進には、民生委員・児童委員、民生協力委員や福祉委員、地域ボランティアや自治会役員等の参画が必須ですが、高齢化や担い手不足により、地域での福祉活動を進めていくことが困難な状況にあります。

国が掲げる「一億総活躍プラン」「地域共生社会」の実現にあたっては、これら地域福祉を進める人材の確保・育成は必須といえます。

については、地域づくりの担い手となるシニア層や学生等への働きかけ、地域ボランティアの育成・受け入れ態勢づくりなど、県独自の支援策や事業創設を提言します。

なお、これらの取り組みは、災害時の要援護者支援の取り組みとも連動するので、地域ボランティアと自主防災組織との連携強化に向けた施策展開を提言します。

(2) 地域福祉のコーディネート役としての社協への財政支援の強化 <国 提言>

社会福祉法では、社協が地域福祉推進を担う団体として明記されていますが、このたびの社会福祉法人制度改革では、他の社会福祉法人と同様の位置づけで改革が行われたため、社会福祉充実残額が発生した社協もあります。

市町社協が、地域福祉のコーディネート役としての役割を果たすためには、地域福祉を推進するための財源確保が必須ですが、公的補助が削減される中では、補助金交付のルール化を図らなければなりません。

については、地域福祉推進の財源の確保を市町に働きかけるとともに、国に対しては地域福祉推進の財政措置の法制化を含めて、働きかけていただきますよう要望します。

【社会福祉充実残額の発生状況（平成28年度決算）】

県内市町社協（県社協調べ）	社会福祉法人全体（福祉医療機構調べ）
22.5%（9市町）	7.4%

【経常増減差額がマイナス（赤字）の割合（平成27年度決算）】

県内市町社協（県社協調べ）	社会福祉法人全体（福祉医療機構調べ）
60.0%（24市町）	21.3%

(3) 地域福祉を推進する専門職が配置できるような支援策の強化＜拡充＞

市町社協が、地域福祉を推進する中核的な役割を果たしていくためには、社会福祉士等の専門職を雇用し、継続的に地域福祉の推進基盤づくりを進めていく必要があります。

また、当事者や民生委員、自治会役員、地域ボランティア等の活動を支えるためには、地域福祉をコーディネートできる人材配置が欠かせません。

については、多職種連携が課題となる一方で、地域福祉をコーディネートする人材の確保は厳しさを増しているため、社会福祉士等の専門職が配置できるような支援の強化を提案します。

3. 兵庫県社会福祉法人経営者協議会

(1) 全県的な福祉人材確保策を協議する場づくり ＜創設＞

福祉人材の確保については、全国的に喫緊の課題となっていることから、兵庫県においても、県・ハローワークをはじめとする行政機関、福祉人材センター、各種別協議会だけでなく、教育機関等においても、各種の取り組みが行われているところです。

しかしながら、これらの取り組みは、各主体が同じような事業をバラバラで展開している場合が大半であり、実施時期が重なったり、同じような内容であったり、その効果が現れていないのが現状です。

県では、人材確保が困難な但馬・丹波・淡路地域において、「地域福祉人材確保推進会議」を開催していますが、これらの地域だけではなく、地域ごとに福祉人材確保対策を協議・検討する場が必要です。

については、現在の「地域福祉人材確保推進会議」を発展させた「兵庫県福祉人材確保戦略会議（仮称）」を県が設置し、福祉人材の全県的・総合的な対応を図るよう提案します。

(2) 社会福祉法人の経営支援体制の強化 ＜拡充＞

県では、改正社会福祉法を踏まえ、社会福祉法人の自主性・自律性を尊重しつつ、その運営の適正化を図るため、「兵庫県社会福祉法人指導指針」を策定されました。本指針は、兵庫県が所管する社会福祉法人を対象としていますが、一般市が所管する社会福祉法人についても、統一した社会福祉法人への指導を担保する観点から、全県的に本指針の内容を推進することが大切です。

あわせて、社会福祉法人制度改革に取り組もうとする法人を支援するため、平成29年度に実施している「社会福祉法人による多様なサービスの提供体制構築支援事業」について、法人本部機能の充実に対する支援など経営基盤を強化することを目的とした事業として継続実施するとともに、全県的な社会福祉法人の経営支援を推進するためにも、社会福祉課のみでなく、福祉関係部署による連携・協働した取り組みが必須と考えます。

については、「兵庫県社会福祉法人指導指針」の全県的普及をはじめとした社会福祉法人への経営支援、ならびに庁内での体制整備・強化を図ることを提言します。

4. 高齢者福祉団体

【兵庫県老人福祉事業協会】

(1) 養護老人ホームにおける無年金者対応 <創設>

養護老人ホームの無年金入所者に対して、「日用品等の助成制度」を設置するなど定額又は収入に応じた支給を行っている市町がありますが、助成制度がない場合、多くの養護老人ホームでは、「扶助料」や「お小遣い」、「支給金」の名称で負担しています。

しかし、通院費、介護サービス費、日用品費、所持数の少ない衣類の購入など自己負担となる経費も数多く、本人が自由に使えるお金の残ることは殆どありません。

については、入所者の多様化するニーズに対応し自立を促進する視点から、無年金入所者に対して、1万5千円を目安とした助成制度を創設するよう提案します。

(2) 老人ホーム保護費等の一般財源化に伴う予算確保等 <指導>

養護老人ホームは、市町が支弁する措置費について、引き続き地域間格差が生じないように市町に対して技術的助言による適正な指導をお願いします。

また、消費税増税分の措置費への反映について、県では各市町に対して増税分の積算方法の例示を示すなど技術的助言を行っていますが、さらに未実施の市町に対し消費税増税分を事務費及び生活費にかかる措置費に反映するよう働きかけをお願いします。

なお、軽費・ケアハウスでは、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことに不安のある方が安心して生活できるよう、平成16年度から一般財源化された経費老人ホーム事務費補助金の所要額の確保をお願いします。

【兵庫県地域包括・在宅介護支援センター協議会】

(1) 地域包括支援センターの体制強化に向けた市町への指導強化 <指導>

国では、「地域包括ケアシステムの深化・推進」の方向性が打ち出され、地域包括支援センターの機能強化が目指されており、「8050問題」に象徴される複合多問題世帯への支援などの困難事例の増加等により、センター職員の業務負担は増えています。

また、新しい総合事業の推進や生活支援コーディネーターとの連携、包括的支援体制構築事業や共生型サービスの事業開始なども見据え、センターの業務内容も急速に拡大するなか、保健師や主任介護支援専門員などの専門職の確保は、これまで以上に厳しさを増しているのが現状です。

については、センターが求められる機能を十分に発揮し、市町域における地域包括ケアシステムの構築につなげていくために、各自治体が運営主体として責任を持ってセンターの体制強化を図っていくよう市町に対して指導いただきますとともに、専門職の人材確保に向けた全県的な施策を展開されるよう提言します。

【兵庫県ホームヘルプ事業者協議会】

(1) 訪問介護における報酬改定と人材確保 <国 提言>

平成29年度の報酬改定では、介護職員処遇改善加算が改善されたものの、ヘルパーが集まらないが状況が続いています。地域包括ケアシステムの構築に向けて、中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の重点化や、看取り期における対応の充実がテーマとなってお

り、訪問介護においても、在宅で最期を迎える利用者を支援するケースがさらに増えてくることが想定されます。

については、平成30年度の報酬改定に向けて、国に対して、職員確保・定着に向けた体制整備が取れるような基本報酬の引き上げを行うこと、訪問介護におけるターミナル加算を行うことを、県から提案いただきたい。

また、訪問介護では、生活援助を中心にサービスを行う場合の人員基準の緩和等について見直される予定ですが、人員基準の緩和がホームヘルパーの処遇やサービスの質の低下、ひいては、利用者の重度化につながらないように、市町への指導を強化願います。

(2) 訪問介護における特別地域訪問介護加算等に対する助成制度 <創設>

特別地域訪問介護加算等について、利用者が負担する費用の15%が加算される地域もありますが、利用者宅までの往復の移動時間がサービス提供時間を上回るほどの遠隔地の場合、利用者の数が少なく事業所の経営が非常に困難であるという状況があります。

については、高知県の取り組みを参考に、特別地域訪問介護加算等に対する助成制度の創設について提案します。

(3) ホームヘルパーに対する社会的な評価を高める取り組み <拡充>

ホームヘルパーは施設等の介護職員と比べて非正規職員の割合が高く、60歳以上が約3割を占め、高齢のホームヘルパーに頼らざるを得ない状況です。

国や県において人材確保対策の一環で、介護の魅力を伝える取り組みが広く進められていますが、まだまだ人材の確保・定着が非常に困難な状況が続いており、ホームヘルパーとして活躍している人材に対し、利用者の自立に貢献していることが社会に広く認められる取り組みが重要です。

については、「20年以上」となっている県知事表彰のヘルパー功労の表彰要件を、「優良保育士・介護職員・看護師・精神保健福祉士」と同様、「15年」とすることを提案します。

また、ホームヘルパーが、地域における利用者の自立生活に貢献していることを広く社会に知ってもらうための広報・啓発の取り組みを県事業として実施することを提案します。

(4) 「要支援」の地域支援事業移行に対する対応格差の是正 <指導>

平成27年度改正介護保険法施行により、「要支援」の方が利用している「訪問介護・通所介護」が介護予防給付から地域支援事業に移行し、平成29年4月にはすべての市町で新地域支援事業が開始されています。

市町によって、地域支援事業の対応状況は様々ですが、概ね従前どおりの訪問介護を実施する市町が多数を占めている状況です。

については、「要支援」の利用者が、必要なサービスを受けられよう、市町の対応状況を把握した上で、市町によって格差が生じないように、県として指導されるよう提言します。

5. 障害者福祉団体

【兵庫県身体障害者支援施設協議会】

(1) 障害者差別解消教育の推進 <拡充>

相模原市の障害者施設殺傷事件や数多くの虐待事件のように、現在はまだ障害者の人権に対して社会全体が十分な理解ができていない状況とは言えません。

障害者をはじめとした、最も援助を必要としている人への理解と支援について、義務教育期間中に学ぶことを提言します。

(2) 福祉人材確保に向けた優良福祉事業所の表彰 <創設>

人材確保は全産業の課題となっておりますが、なかでも福祉・介護・保育の現場では深刻であり、背景にはマイナスイメージを持たれていることが想定されます。

ついては、求職者に安心を与えることを目的に、青少年雇用情報の項目等をもとに、県において就業環境が優良な福祉事業所を表彰する制度の創設されることを提言します。

【兵庫県知的障害者施設協会】

(1) 障害者の生活を地域全体で支える地域生活拠点事業 <国 提言>

昨年度、報酬改定で対応する事項ではないと回答が出ていますが、ニーズが高まっていることもあり、障害者の生活を地域全体で支えるサービスの提供体制の構築をさらに推進するため、報酬面での配慮ができるよう国に対して要望いただきたい。

(2) 地域包括ケアシステムの構築に向けた体制整備 <指導>

現在、市町において地域包括ケアシステムの構築が急がれていますが、その中には子育てや障害者が含まれていません。

ついては、市町における地域包括ケアシステムの構築は、障害者支援を含めたシステム構築を強く希望します。

(3) 相談支援専門員の計画相談支援 <指導>

介護保険制度においては、一人の介護支援専門員が担当できる人数が定められており、障害福祉サービスにおいても相談支援専門員が担当する人数の基準を明確にし、相談支援専門員を安定的に配置できるようにしていただきたい。

また、モニタリングの回数については市町ごとに決定することになっており、必要性や頻度・回数について利用者のニーズや障害の程度により差異が生じるので、市町により著しい格差が生じないように是正していただきたい。

(4) 障害者の通院支援加算 <創設>

入所・通所を問わず、利用者の高齢化等に伴い、医療機関へ通院させる件数が増大しており、通院には自動車を利用するため、その都度看護師の付き添いも必要となり、十分な人員体制を確保するのに苦慮しています。

ついては、通院支援加算（仮称）の制度を創設し、安定した施設運営が行われるように措置を講じていただきたい。

6. 保育団体

【兵庫県保育協会】

少子化が進む一方で子どもの育ちを取り巻く環境は複雑・多様化しています。

平成27年度に子育て支援新制度が施行され、更に子育てに社会が関心を持つなか、保育の量的拡充と質の向上や待機児童解消実現のための財源確保が国の課題となっています。しかしながら、待機児童ゼロの目標年次が延期されるなど、その見通しは厳しいものがあります。

保育士・保育教諭の確保、そのための処遇改善等が喫緊に求められているものの、地方財政は厳しく、子ども施策までも格差が生じることは歪めません。兵庫県は国と市町の中間的立場にありますが、「子育てするなら兵庫県」実現のため県独自の施策と市町の格差是正のため、以下について要望します。

(1) 保育士・保育教諭等の人材確保推進のため、兵庫県独自の民間保育所職員の処遇改善を求めます。 <創設>

保育所の円滑な事業運営を担保するためには、専門性を持ち、質の高い保育を行うことのできる保育士・保育教諭等（以下「保育士等」という。）の定着が不可欠です。

保育士等の給与は、民間全業種と比較しても低い状況にあり、安定的・継続的に働くことのできる給与水準を実現するため、国の施策に頼ることのない兵庫県独自の民間保育所職員処遇改善事業の創設を求めます。

また、キャリアアップの仕組みや処遇改善の運用においては、各園の実態に即した改善がなされるよう、さらに全職員を対象とした改善になるよう求めます。

<<子どもたちの成育環境の向上のために>>

(2) 子どもの保育・成育環境の向上のための改善を求めます。 <創設>

- ① 食育推進のため3歳以上児の給食費のうち補助のない主食費の補助制度の創設
- ② アレルギー児の受け入れに際しての、管理栄養士・栄養士、看護師等の配置に対する補助制度の創設
- ③ 健康診断項目のうち眼科・耳鼻科検診についての予算措置

(3) 障がい児保育についての支援充実を求めます。 <創設>

- ① 障がい児保育についての県独自の財政措置
- ② 特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応増に伴い、保育士の加配措置

<<家庭や地域における子育て支援のために>>

(4) 多様な保育を提供するため、地域子ども・子育て支援事業の充実・推進を求めます。 <拡充>

- ① 一時預かり、地域子育て支援拠点、延長保育、病児保育、放課後児童クラブ等の充実・支援
- ② わくわく保育所開設事業の改善

《保育所の質・機能の向上のために》

(5) 民間社会福祉施設運営支援事業の交付額増額を求めます。 <拡充>

(6) 職員配置基準・処遇の改善等のための財政措置を求めます。 <拡充>

- ① 職員研修予算の拡充、キャリアアップ研修参加等のための保育者の研修時間の確保
- ② 認定こども園の園舎新築工事に係る県補助金による補てん

(7) 安全・安心な保育の実施を求めます。 <拡充>

- ① 防災計画上必要な備品等の購入が可能となる「施設機能強化推進費」への上乗せ措置
- ② 防犯機能強化費の創設

(8) 国への要望を求めます。 <国 提言>

- ① 子ども・子育て支援新制度の目標達成に向けて、1兆円超の財源確保
- ② 保育標準時間の開所を担保する公定価格の設定、財源確保
- ③ 職員配置基準の抜本的改善
- ④ 常勤事務職員の配置措置
- ⑤ 研修の充実（研修代替職員の配置）
- ⑥ 職員給与のさらなる改善
- ⑦ 人口減少地域、人口規模の小さい市町で運営する保育所への振興対策の実施
- ⑧ 認定こども園施設整備交付金国庫補助協議額（文科省関係）の全額交付
- ⑨ 防犯機能強化の創設

7. 児童・母子福祉団体

【兵庫県児童養護連絡協議会】

(1) 児童養護施設退所児童のアフターケア <創設>

児童養護施設に入所していた児童で18歳（措置延長の場合は20歳）以降も、自立支援とアフターケアを継続して行う必要がある者が相当数います。

国においては、原則22歳に到達する年度末まで、個々の状況に応じて引き続き必要な就労や生活支援を実施することができる「社会的養護自立支援事業」が補助事業として制度化されましたが、兵庫県においても実施されることを要望します。

また、この制度は、児童の自立支援に不可欠なものであり、将来、措置制度の拡充として実施されることを求めます。

(2) 社会的養護を必要とする子どもたちへの自立支援施策の実施 <創設>

国は、平成29年度より児童の自立を支援する支援コーディネーターを児童養護施設に設置する「社会的養護自立支援事業」が実施します。

ついては、県においても予算化いただき、早期の設置をお願いします。

また、県社協が窓口になって行う児童養護施設自立支援資金貸付事業における返還免除規程の柔軟な取り扱いや緩和策を検討いただきたい。

(3) 児童養護施設の職員の人材確保と資質向上

(就職予定学生の雇上げ経費の補助) <創設>

児童養護施設の小規模化と高機能化に伴い、職員の確保と人材育成は喫緊の課題です。

特に、被虐待児や発達障がいを持つ児童等への養育について、施設の職員には高度な専門性が求められます。

このような課題に対応するために、施設へ就職予定の学生を対象に、就職前の段階で非常勤職員として採用し、施設での現場実践を経験することは、就職後の職員の養育能力向上に大きく貢献すると考えます。

このような取り組みに対し、国は数年前より児童養護施設職員の人材確保対策として、就職予定学生の雇上げ経費の補助を実施しています。

ついては、兵庫県についても経費補助を実施するよう要望します。

(4) 職員のメンタルヘルスケアや精神疾患を持つ保護者への対応 <創設>

児童養護施設の職員は、変則勤務の上、さまざまな環境要因の下で育ち、さまざまな特性を持った子どもたちの養育にあたるため、精神的な負担が大きく、バーンアウトの一因ともなっています。

精神疾患を持つ保護者も増え、その対応に家庭支援専門相談員が対応していますが、適切なケースワークを行うことが難しい場合も多いのが現状です。

ついては、精神福祉を専門とするソーシャルワーカーである精神保健福祉士が配置と、職員のメンタルヘルスが、すべての児童養護施設で行えるような事業を実施いただきたい。

(5) 児童養護施設における心理療法士の複数配置 <拡充>

里親委託の推進及び里親委託数の向上により、児童養護施設では重篤な虐待を受けた児童

や発達障害を有する児童の入所割合が増加しています。

そのための職員として、児童養護施設には心理療法士が配置され、個別の心理療法や日常生活における心理的支援を行っていますが、近年特別な課題を有する児童の入所割合が増加し、より適切な養育（心理的支援）が求められています。

また、地域小規模児童養護施設の複数設置や分園型小規模グループケアの設置施設が増加しており、本園に加え分園で生活する児童の心理的支援のニーズが高まっています。

さらには、児童養護施設の重要な役割である里親養育の支援における心理的支援のニーズも高まっています。

については、心理療法士を複数配置（2名）できるような補助事業を実施いただきたい。

(6) 児童養護施設入所児童の相談支援事業所のサービス対応 <拡充>

現在、児童養護施設の子どものうち何らかの障害を持った子どもは約3割といわれ、制度上、相談支援事業所の相談支援を使えないため、障害者の自立や就労におけるリンケージは施設職員が行うことになるが、地域の専門職や関係者・サービス利用者などとても大きな負担となっています。

平成28年度から、就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型については、やむを得ない措置として認められていることから、相談支援事業所のサービスについても同様の取り扱いとなるよう提案します。

【兵庫県母子生活支援施設協議会】

(1) セーフティネットとしての母子生活支援施設への総合的支援 <国 提言>

全国母子生活支援施設協議会の調査によれば、母子世帯の貧困層は増加しているにもかかわらず措置件数が減少しています。県内の各自治体の措置件数についても同様です。

母子生活支援施設が、母子世帯の最後のセーフティネットとしての機能を維持できるように、国・県・市町の各自治体での位置づけの明確化と支援の強化を提言します。

(2) 公営住宅における母子家庭・DV被害者世帯の優先入居の強化 <指導>

母子家庭・DV被害者世帯にとって、住居を確保することは最優先課題です。

県内の一部の自治体では、母子家庭・DV被害者世帯の優先施策を行っていますが、県と市町が連携し、すべての市町で公営住宅の優先入居ができるような施策を提案します。

(3) DV被害の施設利用者の離婚にかかる支援策の実施 <創設>

DV被害者等の施設利用者にとって、離婚は大きなリスクであり、離婚にかかる弁護士費用は、法テラス利用時でも利用者が裁判費用（借金）を背負うという事実があります。

については、施設利用者の費用負担について、軽減策を創設するよう提案します。

(4) 保育所入所への優遇措置の強化 <創設>

母子生活支援施設入所後、自立に向けて母親の就労先を確保する必要があります。

それと同時に保育所入所ができないと母親は働けません。

については、母子生活支援施設の利用世帯の保育所入所の優遇措置の強化を提言します。

(5) 母子生活支援施設入所者への各種制度の弾力的な運用 <拡充>

当協議会の実態調査によれば、母子生活支援施設に入所した母親の最終学歴が中学校ま

たは高等学校卒業者が多く、その多くは資格を持っておらず、就労・収入ともに不安定であり、経済的課題を抱えておられます。

については、保護命令を取得していなくても措置元の福祉事務所がDVと認定していれば、1年を経過せずに児童扶養手当・母子家庭等医療が申請できるよう提言します。

(6) 母子生活支援施設への看護師の配置 <創設>

当協議会の実態調査によれば、母子生活支援施設の乳幼児の割合が、H24年は40.5%、H25年は37.8%、H26年は38.2%、H27年は40%となり、割合も高くなっています。

それに合わせて、被虐待児や発達障害などの医療的な関りも増加していますので、医療的支援体制の強化のための母子生活支援施設への看護師の必置を提言します。

(7) 保育所入園にかかる費用負担軽減策 <創設>

現在、母子生活支援施設へ入所する児童・生徒については、新1年生に限らず転校にかかる経費軽減のための入進学支度金制度が整備されていますが、乳幼児の保育所への転園に際しての支度金制度はなく、二人・三人ともなるとその費用が重い負担になっています。

については、乳幼児の保育所への転園にあたって入園支度金制度の創設を提言します。

(8) DV被害者に対する身元保証制度 <創設>

施設利用者が出産、病気などで入院する場合や外国籍の方の在留許可などの手続きの場合、病院や入国管理事務所から保証人を求められます。

就職時や住宅契約時に関しては、全社協の「児童福祉施設等に関する身元保証人確保対策事業」がありますが、内容的には保証の限度額や期間の問題や保証人を施設長に求められているなど十分ではありません。

については、DV被害者は他者に保証人を頼めない方が多いため、施設利用者のための公的な保証制度の創設を提言します。

【兵庫県乳児院連盟】

(1) 乳児院での障がい児対応職員の配置 <創設>

近年、乳児院入所児において、障がい児の割合が増加傾向にあり、日々の対応により多くの人手を要する場面があります。

については、障がい児に対応できる職員数を確保できるよう障がい児対応職員の配置事業を提言します。

8. その他の福祉関係団体

【兵庫県社会福祉士会】

(1) 災害時要援護者支援体制の構築に向けた啓発・教育に関する取り組み <拡充>

要援護者の生活課題は各人各様であり、災害時にはさらに個別の福祉ニーズが出現します。被災者の福祉ニーズへの理解を深め、実効性の高い防災・減災計画の策定が必要です。

福祉サービスの多くが提供できなくなる避難生活を想定すると、地域住民にも福祉サービス利用者の生活課題に平常時から理解を寄せてもらう必要があります。

ソーシャルワークに関わる福祉専門職（社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士）は、自立生活を妨げる多様な課題から福祉ニーズを明らかにする役割を担っています。

については、兵庫県立大学減災復興政策研究科等の教育・研究機関や福祉専門職との連携のもと、行政職員や一般県民を対象とした、要援護者の生活課題と災害時の要援護者支援の実際を学ぶ研修を、圏域ごとに実施されることを提言します。

【認知症の人と家族の会兵庫県支部】

(1) 災害時の支援体制の強化 <拡充>

認知症や障害のある人が長期になっても安心して避難できる専用の避難所を設置するとともに、その場所等を日頃から広報することを提案いたします。

【きょうされん兵庫支部】

(1) 地域における権利擁護体制の構築と差別解消の推進 <拡充>

障害者虐待禁止法・障害者差別解消法などが整備され、その集大成である国連障害者権利条約の施行から4年目になります。

二度と「相模原事件」のような事件を起こさず、障害者基本法にある「社会的障壁」「慣習」など、障害のある人の生きづらさが助長されるような実態をなくし、障害のある人の人権が守られるよう、差別の実態や障害ゆえの生きづらさの実態を、直接聞き取り調査をしていただき、県民が障害について正しく理解し、差別について考える機会を、もつと地域単位（小学校区単位）で継続的に実施してください。

(2) 福祉人材の確保・定着・育成対策の強化 <創設>

福祉現場では恒常的な人手不足で、専門的な人材の確保はより一層難しい状況です。

事業所への理学療法士、作業療法士、看護師等の専門家の派遣や専門職の養成など、職員不足への早急な対応を現場とともに検討してください。

また、処遇改善費について以下のことを要望します。

- ・ 利用者のライフステージを見通した個別支援課題計画とその支援の実態に即し、日割単価の見直しをしてください。
- ・ 市町村地域生活支援事業の支援職員、事務職、調理・運転の職員については、各法人が持ち出し等で対応しているため、改善処遇費と同等の補助制度を創ってください。

(3) 地域包括ケアシステムの構築に向けた体制整備 <創設>

地域包括ケアシステム強化法では、児童、障害、高齢、貧困の包括ケアが、進められようとしています。

地域の状況にもよりますが、先駆的な実践の中で見られる、専門家の不足や運営基盤（運営資金）上の課題を運営者の熱意だけに頼ることは、かつての無認可小規模作業所と同じ様な状況だと思わずにはられません。

福祉事業においては、利用者の立場や願いに寄り添った専門的な支援を継続して行うことが重要です。そして、専門機関の密な連携は必要ですが、すべての包括的支援を一つの場で完結することよりも、まずは、互いに社会、地域の中で当たり前に交流し、どんな立場の人も、お互い違う立場の人たちを認めあえる社会全体の構築こそが大切です。

県内でどのような「包括ケア」が必要とされているか、行政、当事者、現場職員、学識経験者、地域の方との検討の場を創ってください。

(4) 災害時の支援体制の強化 <創設>

阪神・淡路大震災以後、東日本大震災や熊本地震などの大規模災害がおこっています。

東日本大震災では、障害のある人の死亡率は、障害のない人の2倍だったと言われ、熊本でもまだまだ弱い立場の人の暮らしは困難な状況が増幅しています。

県として、すべての市町で、「災害弱者」と呼ばれる人たちへの防災システムの構築を行ってください。南海トラフ地震などの大規模災害に向け、どこからでも安心して避難できるよう、各市町に福祉避難所の設置を促進し、福祉避難所があるところには訓練の実施を進めてください。

また、障害のあるすべての人を要援護の対象とし、対応のマニュアルを全市町が作成するよう指導し、日頃からの障害理解のための啓発活動に力を注いでください。

【兵庫県視覚障害者福祉協会】

(1) 盲老人ホームの建設 <創設>

視覚障害を持つ高齢者は、養護老人ホームや特別養護老人ホームには入所できますが、これら施設は晴眼者の入所を前提に建設・運営されているので、視覚障害者が暮らすには適していないのが実情です。

また、近年では、生来の視覚障害者よりも、糖尿病性網膜症等による中途失明者やロービジョンの方が増え、ロービジョンの方には残存機能を最大限生かす方法を考えることが重要になっています。現在、県内には2か所の盲老人ホームしかありません。

ついては、待機者も多く、今後の視覚障害者の増加やロービジョンの方にも対応できる盲老人ホームがさらに増加するよう、県有地等を活用した建設促進をお願いします。

(2) 歩行訓練士の養成とロービジョン生活支援事業 <創設>

糖尿病性網膜症等による中途失明者やロービジョンの方は、突然視力を失うことが多く、外出だけでなく、就労や家庭生活においても途方に暮れることが少なくありません。

このような視覚障害者に対し、歩行のみならず生活全般を訓練指導する者が視覚障害者生活訓練等指導者（通称「歩行訓練士」）ですが、県内の有資格者は数名にすぎません。

その原因は、養成機関が近隣では大阪のみで、大学卒業後2年間の履修（講習費約60万円）が必要で、資格を取得しても訓練の対象者に利用されない場合も多く、歩行訓練士のみで生活を維持することが難しい現実があります。

また、ロービジョンの方々が増加するなか、その方々の生活の質を高めるためには、身

近な地域において歩行訓練士からの訓練を受けることができる環境づくりが大切です。

については、県内でも歩行訓練士が増加するよう、歩行訓練士を希望される方への就学援助やロービジョンに対応した生活支援事業の創設に取り組んでください。

【兵庫県手をつなぐ育成会】

(1) 障害者差別解消法の実効性の確保 <拡充>

障害者差別解消法の目的が真に実現されるよう、社会全体で知的障害の特性が正しく理解され、知的障害者への差別や偏見が解消されるよう、県民、地域、幼・小・中・高の各学校や大学、企業、医療・福祉機関、警察、マスコミ等に対し効果的な啓発活動を継続して推進していただきたい。

(2) 障害者虐待防止法の実効性の確保と見直し <国 提言>

障害者虐待防止法の施行後も、知的障害者をはじめとして深刻な虐待事件が頻発しています。法律の目的が真に実現されるよう、虐待防止のための実効ある対策を推進するとともに、虐待事案が発生した場合には原因究明と事案公表、徹底した再発防止対策を強力に指導してください。

また、法施行後三年の見直しにあたっては、学校、保育所等、医療機関、官公署を通報義務の対象に含めるよう国に働きかけてください。

(3) 知的障害者福祉法の見直し <国 提言>

知的障害者への正しい理解が進むよう、知的障害者福祉法に知的障害の定義づけを行うとともに、療育手帳の位置づけを行い、全国統一基準に基づき公平に発行が行われるよう国に働きかけてください。

(4) 知的障害者への障害基礎年金の支給 <国 提言>

知的障害者に、公平公正な判定を通じ障害基礎年金が適正に支給されるよう、年金審査に携わる医師(認定医)や年金の申請手続きに必要な診断書を作成する地域の医師に対する指導の徹底、知的障害者の再認定手続きの廃止、市町窓口職員の資質向上、障害基礎年金額の引き上げについて国等に働きかけてください。

【兵庫県精神福祉家族会連合会】

(1) 精神科医療における精神障害者の権利擁護体制の整備 <開示>

入院後の措置入院患者や保護入院患者の身体拘束が、全国レベルでは最近10年で2倍になっているとの厚生省のデータがあります。

については、精神障害者の権利擁護の観点から、次のデータを明らかにし、必要な措置を講じるよう提案します。

- ① 兵庫県における入院後の措置入院患者や保護入院患者の身体拘束の推移データ
なお、全国データと同様の場合、その原因と対策を教示ください。
- ② 兵庫県における精神医療審査会にて措置入院や保護入院の審査状況
- ③ 兵庫県における精神保健指定医認定制度不正問題の最終的な処置状況
- ④ 第三者機関「措置入院者支援委員会」の開催状況(回数、委員の役職など)

(2) 障害基礎年金の審査基準の是正 <開示>

障害基礎年金や障害厚生年金等の障害等級は、地域によりその傾向に違いが生じていることが確認され、厚生労働省では、『国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドライン』等を策定し、平成28年9月から新ガイドラインが施行されています。

ついては、兵庫県における新ガイドラインで進められた障害年金の実績件数について開示ください。また、等級が低下した事例についても開示ください。

(3) 精神障害者の地域移行のためのピアサポーター助成制度 <創設>

長期入院者の精神障害者の退院促進のためには、専門職からの支援のみならず、ピアサポーターによる支援が地域移行に大きな力となっています。

ところが、ピアサポーターになりたい人はいますが、活動に対する金銭的な支援がないために、裾野が広がっておらず、病院側も継続的な支援が出来ないのが現状です。

つきましては、県によるピアサポーターに対する助成制度を創設していただきたい。

(4) 精神科初期救急医療の体制整備 <拡充>

精神疾患の方が夜間や休日に病状が悪化した場合、県内で対応できる病院は少なく、あったとしても遠方で行けなかつたりするケースがあります。

ついては、精神疾患の方が安心して地域で暮らし続けられるよう、医療と連携した精神科初期救急医療の体制整備を進めるよう提言します。

(5) 精神疾患の親に育てられた子ども支援（教育と福祉の連携強化） <拡充>

これまで、精神疾患を持つ家族とは、親や兄弟を指してきましたが、近年、クローズアップされているのは、精神疾患を持つ親に育てられた子どもの存在です。

親の養育不足、離婚、失職などでの、貧困、対人関係の不安、課題など様々な生きづらさを抱えており、子ども自身も精神疾患によるリスクを負う状況です。

精神疾患の問題は、疾患を持つ個人だけでなく家族全体の包括的な支援がなされなければ子どもの人権を守ることが難しい状態にあることです。

ついては、教育機関と福祉職との連携強化、教員研修の実施、相談支援体制の整備、関係機関の連携システムの構築を提言いたします。

(6) 訪問による本人を含む家族全体の支援技術の導入 <創設>

イギリスにおいてはケアラー法を制定し、障害者や高齢者などの支援や介護を必要とする人を抱える家族を支援する家族支援に力を入れてきました。

イギリスのファミリーワークはまさに、私たちの求める支援技術といえます。

ついては、英国のメリデン版「訪問による行動療法的家族支援技術」の導入を兵庫県においても積極的に図るよう提言します。

【ひょうごセルフヘルプ支援センター】

(1) セルフヘルプグループへの支援拡大と支援部門の創設 <拡充>

障害、不登校、ひきこもり、LGBT、難病など現在も社会の一般的な価値観からは排除され、なお制度の狭間にあつて社会サービスや専門的な解決方法も不十分な人たちが共通の困りごとの軽減や生きる勇気を得るために日々健闘しています。

現在、若年性認知症、介護者家族、心の不調など一部のグループについては公的な機関によって支援がなされており、当事者はもちろんのこと地域社会に理解しあい、支え合う市民意識が醸成されつつあります。

こうした公的機関による支援を一部のセルフヘルプグループに限定せずに、広く多様な人々を対象とするように拡大して頂きたい。

なお、セルフヘルプ活動は市民活動の一環ですので、市町にボランティア活動支援部署があるよう、セルフヘルプグループ支援部署を設置するよう提言します。

【兵庫県連合婦人会】

(1) 地域包括ケアシステムの構築に向けた体制整備 <拡充>

地域の高齢者等の多様な生活ニーズに対応するため、切れ目ない福祉サービスを提供する仕組みとして「地域包括ケアシステムの構築」がうたわれています。

保健・医療・福祉の専門職だけでなく、地域住民や地域団体・ボランティアなどの多様な主体が参画した支援体制づくりが求められています。

については、高齢者本人や家族をはじめ、一般県民にも「地域包括ケアシステム」に関する積極的な情報提供を行うよう提言します。

(2) 生活困窮者自立支援の推進 <拡充>

子どもの貧困や貧困の連鎖等の問題が話題になっていますが、母子・父子家庭での子育てと仕事の両立は難しく、正社員をあきらめて派遣やパートに甘んじなければならない親も少なくありません。

生活困窮者自立支援法に基づいて、さまざまな取り組みが行われていますが、公民の関係機関が連携出来ていない現状があります。

については、市町域で関係機関や民生委員等が連携し、生活困窮世帯を総合的に支援できるような体制づくりを進めるよう提言します。

(3) 地域福祉の担い手の確保 <拡充>

介護保険制度の改正に伴い、要介護度によっては、これまで使っていたサービスが利用できず、生活に支障を来している世帯もあります。

一方で、高齢者になっても、気力・体力の元気な人や地域活動に積極的な方もいますが、なかなか地域福祉の担い手につなげていないのが現状です。

については、公的制度の充実を行いつつ、地域での見守り活動や生活支援活動が充実できるよう、認知症サポーター等の活用を含めて、地域福祉の担い手づくりを公的に支援するよう提言します。

(4) 社会福祉法人の基盤強化 <拡充>

地域の多様な生活課題に対応していくためには、保健・医療・福祉の専門職と地域住民や、NPOやボランティア、民間企業などが連携した取り組みが求められます。

社会福祉法人が運営する社会福祉施設等は、地域の福祉を進める重要な拠点であり、災害時などの福祉避難所にもなる場所です。

については、地域住民と社会福祉法人との連携を密にし、社会福祉法人がもつ拠点が、地域福祉の拠点となるような支援策を提言します。

【兵庫県婦人共励会】

(1) 母子医療について <指導>

乳幼児や義務教育就学児の医療費助成は、対象年齢の拡大や自己負担の撤廃など、その助成内容は充実しつつありますが、母子家庭等に対しその医療を受けるのに必要な費用の一部を助成するひとり親医療費助成金制度は、市町によって格差があります。

については、母子家庭等の福祉の増進に寄与するこれらの制度が、県内どの市町でも同じ要件・内容で利用できるよう、市町に対して指導いただきたい。

(2) こどもの居場所づくり <創設>

「子どもの貧困」が社会的課題となっており、厚生労働省の2016年の「国民生活基礎調査」では、貧困状態にある子どもは7人に1人(13.9%)で、依然として厳しい状況にあります。

については、給付型奨学金の拡充、学童保育の充実や子ども食堂の設置など、親が夜遅くまで仕事をしていても、学校から帰った子どもたちが集える場所、やすらぎを感じる場所、安心して進学できる制度を用意していただけるよう提言します。

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会
社 会 福 祉 政 策 委 員 会

〒651-0062

神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内

TEL：078-242-4633（代）

FAX：078-242-4153

メール：info@hyogo-wel.or.jp

ホームページ：http://www.hyogo-wel.or.jp/